

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 27 年 9 月 18 日現在

機関番号：34310

研究種目：基盤研究(B) (一般)

研究期間：2012～2014

課題番号：24330006

研究課題名(和文)日独法学交渉史の総合的研究

研究課題名(英文)General studies of legal influences between Japan and Germany

研究代表者

MARUTSCHKE H・P. (MARUTSCHKE, HANS PETER)

同志社大学・司法研究科・教授

研究者番号：30388061

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 13,300,000円

研究成果の概要(和文)：われわれは、「日独法学交渉史の総合的研究」(課題番号24330006)と題する申請者らの共同研究において、R. Hartmannの二つの研究(Lexikon Japans Studierende -Japans Studierende in Deutschland 1868 - 1914, 2002および Japanische Studenten an der Berliner Universitaet 1920 - 1945, 2003)に基づき、このリストにある明治期から第二次大戦終結までの法学の分野における日本人留学生260余名について、包括的に調査をおこなった。

研究成果の概要(英文)：We have studied comprehensively about 260 Japanese lawyers included in the two lists of R. Hartmann (Lexikon Japans Studierende -Japans Studierende in Deutschland 1868 - 1914, 2002 and Japanische Studenten an der Berliner Universitaet 1920 - 1945, 2003) who learned in German University from Meiji Era to early Syowa.

研究分野：ドイツ法

キーワード：法学継受 日独法学交渉史 比較法文化

1. 研究開始当初の背景

幕末の修好条約の締結以来150年を経た日独交流の歴史のうえで、法学の領域における交流は、最も重要なものの一つであるにもかかわらず、これまで本格的な歴史研究は行われてきたとはいえない。近年、一般歴史学において日独関係史に関する日本とドイツの共同研究の進展は著しいが、これに法学の立場から参加した研究も、寡聞にして知らない。しかし、ドイツ法学の日本法に対する持続的影響の大きさからすれば、このような研究は必要にして不可欠である。そこで本研究は、明治初年より第二次世界大戦終結までの、日独法律家の交流の歴史を明らかにしようとしたものである。

2. 研究の目的

本研究は、明治初年より第二次世界大戦終結までの、日独法律家の交流の歴史を明らかにしようとするものである。日本人留学生の実態を解明するとともに、ドイツ法学の日本法に対する影響を、単なる継受ではなく法文化移転についての比較法文化的観点から考察する。

3. 研究の方法

このような研究のための手がかりは、R. Hartmann の二つの研究 (Lexikon Japans Studierende -Japans Studierende in Deutschland 1868 - 1914, 2002 および Japanische Studenten an der Berliner Universitaet 1920 - 1945, 2003) によって与えられた。そこには1868年から1945年までの、ドイツにおける日本人留学生の留学期間、受け入れ大学、専攻科目、滞在中の住所、帰国後の経歴、学問的業績が簡略ながら記載され、その数は数百に及ぶ。この一連の研究は、その包括性において類をみないものとなっている、ただ、その記載には日本側の資料にてらしてみれば、誤りや不適切な点も見受けられ、今後の訂正を必要とする箇所が少なからず、存在することは否定できない。

他方、この問題はこれまでわが国の法学の領域では、主として日本側からのドイツ法「継受」の問題として考察されてきた。学説史的研究でドイツ法との関係を扱ったものは別にして、北川善太郎『日本法学の歴史と理論』(1968年)が、最も重要な業績であるといえることができる。しかし、近時は、社会思想史的背景に踏み込んでドイツ法学の受容を考察しようとするものがあらわれるに至っている。本研究の共同研究者のうち、石部雅亮「穂積陳重と比較法学」(滝沢正編『比較法学の課題と展望』2001年)、岩野英夫「ワイマール期法学教育改革と法史学 栗生武夫の体験を追体験する」(同法267号2001年)、同「栗生武夫の法律観について」(同法257号、1998)、大中有信「我妻榮の所有権論とドイツ法学 (特集 日本にとってのドイツ法学とは? 民事法の場合)」(民商132巻4・5号、2005年)、守矢健一「日本における解釈構成探求の一例 磯村哲の法理論の形成

過程」(松本博之ほか編『法発展における法ドグマティックの意義』2011年)などの試みがそれである。本研究は、上記の研究業績を基礎に、日本人研究者が留学時およびその後の研究経歴のなかでどのような法学説に接し、どのようにそれを摂取したかを追跡する。したがって、学説の継受にとどまらず、法文化移転の、比較法文化的考察となるべきものである。

また日本人留学生のリストからすれば、帰国後大学における法学の研究教育に携わったものは、そのうちの一部にすぎない。むしろ、行政官・司法官としての経歴を辿った者の方が多い。彼らの事跡を明らかにすることによって、日本における法制官僚という国家の中軸を成す層の構造を明らかにし、それにとってドイツの法制度ならびに文化がどのような意味を持ったかを考察しなければならない。例えば、デルンブルヒ・ドイツ民法論の翻訳者であり、後の行政裁判所の創設と発展に深く関わった山脇玄などその典型である(共同研究者である小野博司の研究「1920年代における行政裁判制度改革構想の意義」『法制史研究』58号(2009年)参照)。このような人的領域については、その実際上の重要性に比べ、ドイツ法継受の研究において従来必ずしも目を向けてこられなかった面がある。

そこで上記の研究動向およびこれまでの申請者等の研究成果をもとに、本研究においては、ア)ドイツ法学と日本法学の相互の人的交流、イ)ドイツにおける日本人留学生の研究動向と、ウ)その後の法学理論の展開を解明し、エ)その歴史的、思想史的背景と意義を明らかにすることで、オ)日独の法学における交渉が果たした双方向的な役割と意義を実証的かつ比較法文化的に研究する

4. 研究成果

留学生に関する基本的なデータについては、ほぼデータベースとして整理を終え、ウェブ上で近日中に公開する予定である。

また、基本データから読み取れる日独法学交渉史の諸特徴、また代表的な日本法学者の制度史・理論史的意義については、「日独法学交渉史の再定位」と題し、上記共同研究の最終年にあたる平成26年12月20日、同志社大学において法制史学会近畿部会と共催でシンポジウムを開催し、このシンポジウムにおいて研究成果の一端を公表するとともに、広く専門的討議をおこなった。そこではこの研究の共同研究者である小野博司が研究の全体的成果について外観を与えるとともに山脇弦を中心として行政法学を、的場かおりが末岡精一を中心として憲法学を、高橋直人が岡田庄作と鳥居誠哉を中心として刑法学を、石部雅亮、大中有信が私法学について議論をおこなうとともに、申請者が神戸寅次郎と大久保利武を中心として、ドイツにおける日本人法学者の活動についてその特質と影響範囲について報告をおこなった。

これらの報告は、これを敷衍し、さらに他の共同研究者の論稿も集めた上で、平成 27 年度中に一書にまとめ『日独法学交渉史の再定位』と題し、ウェブ上に公開するデータベースの概要を付した上で、日本で公刊するとともにその翻訳を同時期にドイツにおいても公刊する。

以上の共同研究は、従来のドイツ法継受研究に対して新たな視角を提供するものとなると考えられる。第1に、従来まっくなくされてこなかった留学生の実態に関する全体的かつ実証的研究と基礎的資料のデータベース化によって、この領域の基礎となる資料を広く学界ならびに一般公衆の共有財産が形成されることとなった。第2に、このデータを分析すると、従来焦点が当てられてきた学説継受のみならず、とりわけ法制官僚、裁判官の留学が、政府による国策的な制度導入、政策立案及び立法、さらには法実務慣行といった、日本法のきわめて多くの局面で決定的な影響を与えたことが明らかになる。第三に、留学生を中心とするドイツ法の受容は、大きく言って三つの時期的・内容的な段階があることが判明してきた。第1は、明治初年から 20 年代までの法制度整備の時期であり、まさにドイツ法が制度として導入されていった時期、第2は、明治 20 年代後半から大正期までの既に導入した制度のより詳細な分析にかかる学説継受期、さらに第3に大正期から昭和初期であり政策立案のためにドイツの制度を参照対象として研究し批判的に導入する傾向が顕著であり、いわば比較法対象としてのドイツ法受容の時代へと変化する。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 10 件)

1. 裁判外の紛争と裁判による紛争解決, アルブレヒト・コルデス, 大中有信 同志社法学 370.899, 2014 年(査読あり)
2. ザクセン・フォークトランドにおける自由主義: 1820/30 年代のカール・ブラウンとプレス, 協会活動を題材に(寺田友子教授退任記念号), 的場 かおり 桃山法学 2014.3.173
3. 『使命』における、サヴィニの慣習法論について, 守矢健一 法学雑誌 60.2.381, 2014 年
4. シーボルト賞受賞記念講演 公法学における日独学術交流の意義, 高田篤 阪大法学 63.6.1865, 2014 年
5. 法史研究における裁判と紛争, 岩野英夫 同志社法学 356.477, 2014 年
6. 古典的自由主義と現代民事訴訟, シュテルナー, 守矢健一 民商法雑誌 148.1.1, 2013 年(査読あり)
7. 植民地朝鮮と行政救済制度, 小野博司

阪大法学 63.3/4.1293, 2013 年

8. 植民地台湾における行政救済制度の成立: 訴願法施行の経緯を中心に, 小野博司 神戸法学雑誌 63.1.71, 2013 年

9. 聞き書き・わが国における法史学のあゆみ(9), 岩野英夫

同志社法学 355.297, 2012(査読あり)

10. 「近代法の翻訳者たち(1) - 山脇玄と守屋善兵衛 - 」, 小野博司, 法政策研究 16, 2015

〔学会発表〕(計 5 件)

1. 大中有信 「開会の挨拶・日独法学交渉史の再定位」法制史学会近畿部会 2014 年 12 月 20(於, 同志社大学)

2. 小野博司 「近代法継受におけるドイツ留学生の役割 山脇玄を中心に」法制史学会近畿部会 2014 年 12 月 20(於, 同志社大学)

3. 高橋直人 「明治期におけるドイツ留学生の学位取得 岡田庄作、鳥居誠哉、大場茂馬を例として」法制史学会近畿部会 2014 年 12 月 20(於, 同志社大学)

4. ハンス・ペーター・マルチュケ 「日本人留学生のドイツにおける活動 神戸寅次郎と大久保利武」法制史学会近畿部会 2014 年 12 月 20(於, 同志社大学)

5. 的場かおり 「1880 年代におけるドイツ国法学の受容 末岡精一(1855~1894 年)の学問的位置づけ」法制史学会近畿部会 2014 年 12 月 20(於, 同志社大学)

6. 石部雅亮 「日独法学交渉史」法制史学会近畿部会 2014 年 12 月 20(於, 同志社大学) 〔図書〕(計 0 件)

〔産業財産権〕

出願状況(計 0 件)

名称:

発明者:

権利者:

種類:

番号:

出願年月日:

国内外の別:

取得状況(計 0 件)

名称:

発明者:

権利者:

種類:

番号:

出願年月日:

取得年月日:

国内外の別:

〔その他〕

ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

MARUTSCHKE H・P (marutschke,
Hans Peter)

同志社大学・司法研究科・教授
研究者番号：30388061

(2)研究分担者

岩野英夫 (iwano, hideo)
同志社大学・法学部・教授
研究者番号：10066300

大中有信 (ohnaka, arinobu)
同志社大学・司法研究科・教授
研究者番号：60288975

中尾敏充 (nakao, toshimitsu)
奈良大学・教養部・教授
研究者番号：30155668

三成賢次 (mitsunari, kenji)
大阪大学・法学研究科・教授
研究者番号：90181932

高田篤 (takada, atsushi)
大阪大学・法学研究科・教授
研究者番号：70243540

守矢健一 (motiya, kenichi)
大阪市立大学・法学研究科・教授
研究者番号：00295677

高橋直人 (takahashi, naoto)
立命館大学・法学部・教授
研究者番号：50368015

三成美保 (mitsunari, miho)
奈良女子大学・生活環境科学系・教授
研究者番号：60202347

小野博司 (ono, hiroschi)
神戸大学・法学研究科・准教授
研究者番号：70460996

的場かおり (matoba, kaori)
桃山学院大学・法学部・准教授
研究者番号：50403019

高橋裕 (takahashi, hiroschi)
神戸大学・法学研究科・教授
研究者番号：40282587

林真貴子 (hayashi, makiko)
近畿大学・法学部・教授
研究者番号：70294006

早川勝 (hayakawa, masaru)
同志社大学・司法研究科・教授

研究者番号：90094713

(3)連携研究者

石部雅亮 (ishibe, masasuke)
大阪市大・法学部・名誉教授
研究者番号：90046970